

防衛省共済組合の診療所における自衛官等の診療について（通達）

昭和 50 年 5 月 2 日  
陸幕衛第 39 号

改正 昭和 59 年 10 月 24 日陸幕衛第 164 号 平成 2 年 9 月 27 日陸幕法第 144 号  
平成 10 年 3 月 20 日陸幕衛第 68 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号  
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号  
平成 26 年 2 月 27 日陸幕衛第 78 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号  
令和元年 6 月 27 日陸幕法第 68 号 令和 4 年 3 月 31 日陸幕衛第 100 号  
令和 5 年 3 月 31 日陸幕衛第 111 号

陸上総隊司令官  
各方面總監  
各部隊長 殿  
各機関の長

陸上幕僚長  
（公印省略）

（例規 36）

防衛省共済組合の診療所における自衛官等の診療について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、防衛省共済組合の経営する診療所は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）第 17 条の 4 第 1 項第 4 号の契約医療機関に該当するものとして措置されたい。

添付書類：別紙

昭和43年9月27日

組合規則第5号

国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第11条第1項の規定に基づき、防衛庁共済組合診療所管理運営規則を次のように定める。

## 防衛省共済組合診療所管理運営規則

（目的）

第1条 この規則は、防衛省共済組合に設置する診療所の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び所在地）

第2条 前条に規定する診療所の名称は防衛省共済組合本部診療所（以下「診療所」という。）とし、東京都新宿区市谷本村町5番1防衛省内に置く。

（診療所長及び事務長）

第3条 診療所に診療所長及び事務長を置き、診療所長にあつては防衛省人事教育局衛生官付医務室長の職にある者、事務長にあつては同局衛生官付医務室医務管理専門官の職にある者をもって充てる。

（診療所長及び事務長の職務）

第4条 診療所長は、本部長の命を受け、診療所を管理運営し、診療所に従事する職員を指揮監督するものとする。

2 事務長は、診療所長の命を受け、診療所の事務を掌理する。

（診療の範囲）

第5条 診療所における診療の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）診察
- （2）薬剤又は治療材料の支給
- （3）処置、手術その他の治療

（診療の方針）

第6条 診療所における医師は、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の定めるところに準じて診療を行わなければならない。

（診療の対象）

第7条 診療所における診療の対象は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）組合員（第3号に該当する者を除き、特別療養の受給者を含む。）
- （2）組合員の被扶養者
- （3）自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第6条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）、自衛官候補生並びに防衛大学の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒である組合員（特別療養の受給者を含

む。)

- (4) 診療所利用に関する契約により診療の対象となる共済組合の組合員及びその被扶養者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で、診療につきやむを得ない事情があると診療所長が認めるもの

(診療費)

第8条 診療所における診療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数（以下「診療点数」という。）に、次の各号に掲げる者の区分による1点単価を乗じて算定するものとする。

- (1) 前条第1号及び第3号に掲げる者 診療点数に1点単価9円を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第2号、第4号及び第5号に掲げる者 診療点数に1点単価10円を乗じて得た額とする。

(診療報酬明細書の提出等)

第9条 診療所長は、第7条第1号から第4号までに掲げる者を診察したときは、毎月、診療報酬明細書（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）に定める様式第二（二）又は様式第三）を作成し、これを翌月10日までに本部長に提出しなければならない。

- 2 診療所長は、毎月、診療状況報告書（様式第1号）を作成し、これを翌月10日までに本部長に提出しなければならない。
- 3 診療所長は、診療日誌（様式第2号）を作成しなければならない。

(診療費の請求)

第10条 本部長は、次の各号に掲げる者に係る診療費（第7条第1号、第2号又は第4号に掲げる者に係る診療費にあつては、診療費の額から次項の規定により徴収するものとされる額に相当する額を控除した額を診療費とする。）の請求を毎月15日（第3号に掲げる者については、契約により定める日）までにそれぞれ当該各号に規定する者に行うものとする。この場合において、前条第1項の規定により提出された診療報酬明細書に基づき、診療費請求書（様式第3号）を作成し、これらの書類をそれぞれ当該各号に規定する者に提出するものとする。

- (1) 第7条第1号及び第2号に掲げる者 その組合員の所属する支部長
- (2) 第7条第3号に掲げる者 その者の所属する官署支出官又は資金前渡官吏
- (3) 第7条第4号に掲げる者 その者（被扶養者については、当該被扶養者を扶養する者）の所属する共済組合

- 2 本部長は、次の各号に定める額を、診療の都度、徴収するものとする。ただし、法令又は防衛省共済組合運営規則（平成14年運営規則第1号）第17条第3項の規定により、負担すべき額の減額、免除又は支払の猶予がなされる場合には、当該減額、免除又は支払の猶予がなされた負担すべき額を徴収することを要しない。

(1) 第7条第1号に掲げる者については、診療点数に次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次のアからウまでに定める割合を乗じて得た点数に1点単価9円を乗じて得た額

ア 国家公務員共済組合法(以下「法」という。)第55条第2項第1号に掲げる場合 100分の30

イ 法第55条第2項第2号に掲げる場合 100分の20

ウ 法第55条第2項第3号に掲げる場合 100分の30

(2) 第7条第4号に掲げる組合員については、診療点数に次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次のアからウまでに定める割合を乗じて得た点数に1点単価10円を乗じて得た額

ア 法第55条第2項第1号に掲げる場合 100分の30

イ 法第55条第2項第2号に掲げる場合 100分の20

ウ 法第55条第2項第3号に掲げる場合 100分の30

(3) 第7条第2号及び第4号に掲げる被扶養者については、診療点数に次のアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次のアからエまでに定める割合を乗じて得た点数に1点単価10円を乗じて得た額

ア 法第57条第2項第1号イに掲げる場合 100分の30

イ 法第57条第2項第1号ロに掲げる場合 100分の20

ウ 法第57条第2項第1号ハに掲げる場合 100分の20

エ 法第57条第2項第1号ニに掲げる場合 100分の30

(4) 第7条第5号に掲げる者については、第8条第2号により算定した額

(文書料の請求)

第10条の2 本部長は、受診者等から診断書、その他診療を受けたことに係る内容を証明する書類の交付請求があった場合は、文書料として別表に掲げる金額を、その都度、当該受診者等から徴収するものとする。

(後期高齢者医療の取扱い)

第11条 第7条各号に掲げる者で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定により医療を受けることができる者の診療方針及び診療報酬の算定等の取扱いについては、同法の規定の例による。

(健康診断及び予防接種等)

第12条 診療所長は、健康診断又は予防接種等(予防投薬を含む。次項において同じ。)の申込みを受けた場合は、これらを行うことができる。

2 前項の規定による健康診断又は予防接種等の費用は、当該費用の負担をする者に請求しなければならない。

(委任規定)

第13条 この規則に定めるもののほか、診療所の管理運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和43年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、昭和44年9月1日から適用する。

附 則（昭和47年4月1日組合規則第2号）

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第8条第1項の規定は、昭和47年4月1日以後の診療に要する費用を算定する場合について適用し、同日前の診療に要する費用を算定する場合については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年11月27日組合規則第9号）

- 1 この規則は、昭和48年11月27日から施行し、別紙様式第5号に係る改正部分については、同年10月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の別記様式第5号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和50年3月31日組合規則第3号）

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第8条第1項の規定は、昭和50年4月1日以後の診療に要する費用を算定する場合について適用し、同日前の診療に要する費用を算定する場合については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第5号による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（昭和58年9月28日組合規則第9号）

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月25日組合規則第2号）

この規則は、昭和62年2月25日から施行する。

附 則（平成元年3月14日組合規則第3号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成元年4月1日以後の診療に適用し、同日前の診療については、なお従前の例による。

附 則（平成2年9月20日組合規則第11号）

この変更は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年4月12日組合規則第10号）

この規則は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成6年6月23日組合規則第4号）

- 1 この変更は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第8条第1項の規定は、平成6年4月1日以後の診療に係る診療報酬を算定する場合について適用し、同日前の診療に係る診療報酬を算定する場合については、なお従

前の例による。

附 則（平成9年8月29日組合規則第23号）

- 1 この変更は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 平成9年9月1日において、現に存する変更前の様式第1号から様式第5号までの用紙は、当分の間使用することができる。

附 則（平成12年4月28日組合規則第8号）

この変更は、平成12年5月8日から施行する。

附 則（平成13年1月4日組合規則第4号）

- 1 この変更は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 防衛施設庁共済組合診療所管理運営規則（昭和38年組合規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月31日組合規則第4号）

- 1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第8条及び第10条第2項の規定は、平成15年4月1日以後における診療についてから適用し、同日前における診療については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日組合規則第1号）

この変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月7日組合規則第5号）

この変更は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日組合規則第8号）

この変更は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日組合規則第13号）

- 1 この変更は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第10条第2校の規定は、平成18年10月1日以後の診療について適用し、同日前における診療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月28日組合規則第15号）

- 1 この変更は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行の日から施行する。

〔施行の日＝平成19年1月9日〕

- 2 この法律の施行の日において、現に存するこの変更による変更前の様式第5号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成19年3月30日組合規則第15号）

この変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日組合規則第3号）

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日組合規則第6号）

この変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月16日組合規則第10号）

この変更は、平成22年7月16日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（平成25年6月25日運営規則第7号）

この変更は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成26年3月31日運営規則第4号）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この変更は、平成26年4月1日以降70歳に達する組合員及び被扶養者について、70歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた診療について適用し、同日前に70歳に達した組合員及び被扶養者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月26日運営規則第3号）

この変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月11日組合規則第4号）

この変更は、令和3年5月11日から施行し、同月10日から適用する。

附 則（令和5年3月31日運営規則第4号）

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第8条及び第10条第2項の規定は、令和5年4月1日以後の診療に係る診療報酬を算定する場合について適用し、同日前の診療に係る診療報酬を算定する場合については、なお従前の例による。

別表(第10条の2関係)

文書料金表

区分		金額	摘要
診断書類	診断書	800円	2通以上を必要とする場合は、1通増すごとに所定料金の1/2を加算する。
	特殊な診断書	1,600円	
	1 国民年金等診断書		
	2 自動車損害賠償責任保険診断書		
	3 生命保険給付診断書		
	4 その他の診断書		
	死亡診断書	800円	
	死体検案書		
	病歴書	800円。ただし、用紙2枚以上にわたるものは、用紙1枚増すごとに400円を加算する。	
その他	診療報酬明細書	1,600円	
	診療費支払証明書 その他の証明書	400円。ただし、用紙2枚以上にわたるものは、用紙1枚増すごとに200円を加算する。	

様式第1号(第9条関係)

診 療 状 況 報 告 書( 月分)

保 険 機 関 名	一 般 診 療				歯 科 診 療				請 求 金 額
	件数	日数	点数	金額	件数	日数	点数	金額	
本人									
	家族								
	計								
本人									
	家族								
	計								
本人									
	家族								
	計								
本人									
	家族								
	計								
本人									
	家族								
	計								
本人									
	家族								
	計								
本人									
	家族								
	計								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

診 療 日 誌

区 分	患者数(人)			診 療 点 数(点)									計
	初診	再診	計	初診	再診	指導	検査	X線	手術 処置	注射	投薬	その 他	
一 般 診 療	1種												
	2種												
	3種												
	4種												
	5種												
	計												
歯 科 診 療	1種												
	2種												
	3種												
	4種												
	5種												
	計												
合 計													

備考：1種とは第7条第1号に掲げる者をいう。  
 2種とは第7条第2号に掲げる者をいう。  
 3種とは第7条第3号に掲げる者をいう。  
 4種とは第7条第4号に掲げる者をいう。  
 5種とは第7条第5号に掲げる者をいう。  
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号(第10条関係)

診 療 費 請 求 書

防 共 第 号

\_\_\_\_\_ 殿

防衛省共済組合

防衛省共済組合 診療所の 年 月 分診療費を別紙診療報酬明細書に基づき、下記のとおり請求します。

記

区 分		診 療 点 数	単 価	金 額(円)
一般診療	本 人			
	被扶養者			
歯科診療	本 人			
	被扶養者			
請 求 金 額				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。